

公益財団法人鳥取県消防協会公印管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県消防協会における公印の管理及び使用について定める。

(公印の種類)

第2条 この規程の公印とは、業務上作成された文書及び金融機関等との取引等に使用される印で、その印を押すことにより当該文書等が真正なものであることを確認することを目的とし、公印の種類は、別表のとおりとする。

(公印の管理等)

第3条 公印の管理及びその使用は、公印管理責任者が行なう。

2 公印管理責任者は、事務局長とする。

3 公印管理責任者は、公印を作製、改刻または廃止するときは、その公印の印影を添えて理事に届出なければならない。

(公印の使用)

第4条 公印を使用しようとする者は、決裁済みの起案書又はこれに代わるべき書類に、押印すべき文書を添えて事務局長に呈示し、審査を受けた後押印するものとする。

2 公印は、白紙その他不備な文書に押印してはならない。






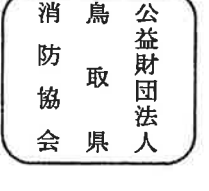
(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

種 別	形状・大きさ 書体	文字及び配列	用途等
代表理事印	円形・18ミリ てん書体		代表理事登録実印 (契約書・委任状)
会 長 印	角形・21ミリ てん書体		会長名の文書 (委嘱状・辞令書)
	角形・30ミリ てん書体		賞状用
	円形・18ミリ てん書体		金融機関用
協 会 印	角形・36ミリ 古印体		賞状用
	角形・18ミリ 古印体		協会名の文書